

令和2年12月定例会 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の概要

日時 令和2年12月16日(水) 開会 午前10時 1分
閉会 午前11時45分

場所 第2委員会室

出席委員 日下部伸三委員長
吉良英敏副委員長
渡辺大委員、岡田静佳委員、木下高志委員、須賀敬史委員、長峰宏芳委員、
松坂喜浩委員、並木正年委員、東間亜由子委員、山根史子委員、塩野正行委員、
守屋裕子委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
山崎達也部長、沢辺範男副部長、金子直史地域包括ケア局長、
細野正少子化対策局長、西村朗福祉政策課長、和泉芳広社会福祉課長、
藤岡麻里地域包括ケア課長、岸田正寿高齢者福祉課長、
村瀬泰彦障害者福祉推進課長、黛昭則障害者支援課長、
渡辺千津子福祉監査課長、岸田京子少子政策課長、
岩崎寿美子こども安全課長、鈴木健一児童虐待対策幹

[県民生活部]
堀光美知子共助社会づくり課長

[保健医療部]
藤岡廣明医療整備課副課長、横田淳一健康長寿課長

[産業労働部]
由井秀明産業支援課副課長、仲田孝幸シニア活躍推進課副課長、
吉野繁雄産業人材育成課副課長

[都市整備部]
関根昌己住宅課長

[警察本部]
榊原範人生活安全総務課長、小倉悦男交通総務課長

会議に付した事件

高齢者への支援について

渡辺委員

- 1 予防的な観点からの項目立てがされていない。予防的な観点からの全県的な取組、とりわけ介護予防について、コロナ禍で高齢者の活動量が低下するということでフレイルも心配される。フレイル予防、認知症予防についての取組と課題についてまとめて伺う。
- 2 有効な取組の全県的な展開について、有効事例の紹介を含めてどのような取組を行っているのか。
- 3 訪問看護ステーションにおける理学療法士や作業療法士による訪問リハビリテーションについて、国は看護師割合を60%以上とすることを検討している。この規制が実施されると訪問リハビリテーションを受けられなくなる利用者が増加するおそれがあるが、ニーズや利用状況についてどのように考えているのか。

地域包括ケア課長

- 1 地域包括ケアシステムの構築に向けて介護予防の取組は重要である。市町村では、介護予防教室などを実施しているほか、ご当地体操などを作っている。身体を動かすことが認知症予防やフレイル予防につながるため、取組を進めている。
介護予防教室や居場所などは、密になりやすく、人が集まると会話もする。こうした取組はコロナ禍ではふさわしくないということで、緊急事態宣言中は休止していた。しかしながら、宣言解除後もなかなか再開に結び付かないところもあったため、安全に再開するためのチェックシートを作成し市町村に周知した。こうして、ソーシャルディスタンスの確保や、共有する物品の消毒や共有の制限など、一つ一つチェックしながら再開できるよう、県として支援してきた。
- 2 昨年度は、地域包括ケアシステム取組報告会を開催し、坂戸市、蓮田市、深谷市、ふじみ野市の介護予防や生活支援など、それぞれの取組を周知した。
今年度は、介護予防情報交換会の中で、深谷市がコロナ禍でどのような取組を行ってきたかについて、事例を発表してもらうことを考えている。なお、今年はオンラインでの実施を考えている。これからも機会を捉えて有効な事例を周知していきたい。

高齢者福祉課長

- 3 訪問看護事業所は毎年100事業所程度増えている状況であり、高齢者の在宅生活を支える上で非常に大事なサービスだと思っている。現在、県では第8期高齢者支援計画を策定中であり、市町村のサービス見込量を踏まえ、必要な数を確保できるよう取り組んでいく。

渡辺委員

介護予防は積極的な広報が有効であると厚労省も推奨している。例えば、メディアを使って広報していくのかなど、県としての広報についての考え方、取組について伺う。

地域包括ケア課長

県のホームページで優れた取組などを周知していきたい。メディアについても、周知すべき取組についてはマスコミ等にも働き掛けていきたいと考えている。

守屋委員

- 1 ケアラーへの支援について、アンケート調査を実施し、11月25日に県ホームページで結果を公表しているが、その結果を、今後どのように活用し対応していくのか。
- 2 介護施設等での看取りに対応できる人材育成、アドバイザー派遣について詳細を伺う。
- 3 認知症サポーター養成を更に県内に広げていくための目標と、これまでどの程度養成してきたのかについて伺う。
- 4 認知症カフェを広げていくためには、場所的な問題なども含めて、どのように取り組んでいくのか。
- 5 認知症の早期発見・早期対応のための体制整備が一番大事であると考えているが、具体的にどのような体制整備がされているのか。
- 6 介護人材の確保と定着は重要であるが、介護施設などで長い間働いている若い人は少ない。そこで、介護未従事者の就労支援が求められているが、具体的な取組について伺う。
- 7 介護福祉士の養成施設在学者に対する修学資金の貸付について、目標と実績はどうか。
- 8 市町村が実施する介護人材確保に関する一体的事業に対する補助について、その内容を伺う。

地域包括ケア課長

- 1 ケアラー支援条例第9条に基づき推進計画の策定を行うことになっている。策定に当たり、ケアラーを取り巻く実態を知る必要があるということで実施した調査である。結果は、推進計画の策定に生かしていくため、調査結果を分析し、支援計画案に盛り込んだ。現在、支援計画案については、有識者会議で議論いただいております、その意見を踏まえて計画としてまとめ、今年度中に策定したいと考えている。
- 2 看取りは、人生の最後を迎える人に対して、心身の苦痛を緩和・軽減しつつ、最後まで尊厳ある生活が送れるよう支援するものである。介護施設で最期を迎えられる方も多いため、管理者や実践者向けの研修を実施している。管理者研修では、施設での看取りの社会的必要性や組織体制、関係機関との連携体制の構築等について、看取りケアに対する意識を高めるものである。実践者研修は、基礎的知識の習得のほか、グループワークやロールプレイを通して実践的に学ぶものである。令和元年度は延べ571人が参加した。
アドバイザー派遣については、看取りケア導入予定の介護施設に対し実習講師を派遣し、実際に看取りケアが行えるよう、個別支援を行っている。令和元年度は14施設への派遣を行った。今年度はコロナの影響もあり、声掛けはしているものの、施設への派遣には至っていない。
- 3 認知症サポーターは、認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である。県では18年度から養成を行っており、今年9月末現在で5万2,800人養成している。これからは見守る応援者としての役割だけでなく、一歩進んで、認知症の方やその家族に対して具体的な支援に取り組んでいただくことが必要な時期と考えている。来年度にかけては、「チームオレンジ」として、具体的に必要な支援と支援が必要な人をつなげていくような仕組みづくりを市町村と共に取り組んでいきたいと考える。
- 4 認知症カフェは、認知症の人、その家族、専門職及び地域住民が気軽に集える場所である。運営は市町村や地域包括支援センターなどいろいろな主体が担っている。現在、63市町村で419か所が設置されている。カフェによって特徴があり、本人中心の憩

いこの場、家族が語り合う場、地域住民と一緒に活動する場、専門職を置いて具体的な相談に応じる場、それらの機能を併せ持っているところなどもある。その取組について具体的な相談があれば、個別に県も支援していきたい。

- 5 早期発見・早期治療につなげるために、身近なかかりつけ医の認知症対応力を向上させて、専門的な医療に円滑につなぐことが有効と考えている。そのため、かかりつけ医を対象とした研修を医師会との共催で実施している。また、かかりつけ医に対する助言や専門医療機関、地域包括支援センターとの連携の推進役となる認知症サポート医の養成も併せて行っている。

高齢者福祉課長

- 6 介護未従事者を募集して研修を受けていただき、そのまま就職まで一貫して支援する事業を行っている。この事業は研修だけではなく、研修からマッチングまで実施するのがポイントであり、きちんと就労できるよう支援している。また、若い人の多くが介護の経験がなく不安を抱いているため、コーディネーターを配置して研修や就職段階など常に相談を受け丁寧に対応している。
- 8 市町村も人材確保の役割があるので、年間100万円を上限に人材確保・育成に取り組む市町村に補助を行っている。具体的には、市町村が、研修や職場体験、マッチングを行う事業を実施し、県はそれらの事業に補助している。

社会福祉課長

- 7 今の貸付事業は平成28年度から開始しており、当初、貸付見込を720人分とし、平成28年度から令和元年度までに487人分の貸付を行ったところである。

守屋委員

今後、団塊の世代が高齢化し、介護が必要になってくる。今、介護施設は人材不足で空いているところもあるくらいである。川越ハローワークの所長から、医療・介護施設から求人募集は多いが、若い人とのマッチングができないので、県で何とかしてもらえないか、といった相談を受けた。若い人に医療や福祉についてもっと知ってもらうことに加え、一度離職した人の再就職や更に人材を確保していく取組が大事であるが、どう考えるか。

高齢者福祉課長

若い人に介護の仕事を知っていただくため、イメージアップに取り組んでいる。若手介護職員で構成する介護の魅力PR隊の方々が学校などを訪問し、介護の魅力を知ってもらい、関心を持ってもらう取組を行っている。また、県ではコロナで離職した方にも介護に目を向けていただくように、先ほど説明した介護職員雇用推進事業をPRするため、昨日、記者発表を行い周知している。今後とも、これらの事業を通じて人材確保に取り組んでいく。

岡田委員

- 1 「シルバー人材に登録したけれど仕事がない」という話をよく聞く。いきいき埼玉内に「シルバー・ワークステーション」を設置して新たな派遣先を開拓とあるが、どの程度開拓できているのか。伊奈町にあるので、東西南北にきめ細やかにカバーできるよう、例えば地域振興センターやハローワークを使うことはできないのか。
- 2 シルバースポーツ大会の開催は素晴らしいことだと思うので強化して取り組んでも

らいたい、あるスポーツ大会に同行したところ、熊谷が会場だと遠くて行けないという声を聞いた。東西南北で地区予選をやって、選ばれた方が県の大会に行く方が、高齢者の移動の難しさを考えると良いと思うが、どう考えるか。

- 3 介護人材確保について、必要見込数を達成するためには令和7年度までにあと2.4万人必要になるが、介護職員しっかり応援プロジェクトで確保できる見通しがあるのか。また、確保できない場合はどうするのか。
- 4 給与を見ると、やはり給与に問題があるのではないかと考える。全労働者が33万2,000円に対して、介護職は26万3,000円と7万円も低い給与なので、これを改善してかないといけない。当然、国に要望しているのは分かっているが、同時に県独自に給与の上乗せ補助を実施していかないと職員は確保できないと思う。県独自の給与アップ支援についての考えを伺う。

シニア活躍推進課副課長

- 1 派遣全体で見ると昨年度の派遣件数は3,456件、従事した人が4,459人である。平成27年の派遣件数は723件であり、令和元年度は5倍に増えている。開拓については、開拓のスタッフが3人で企業訪問等をしている。市町村をまたぐ広域的な仕事を中心に開拓し、順調に実績が伸びている。地域振興センター等の利用については、現在の専属のスタッフの体制で成果を上げているので、この体制で進めていきたい。

高齢者福祉課長

- 2 県の大会については市町村の予選会を通じて選手が出場している。県の大会だけではないことから高齢者スポーツの裾野が広がっていると考えている。
- 3 介護人材は、2018年が9万2,000人であり、この7年間で2万4,000人、年間約3,000人を確保する必要がある。県では、今まで2,000人程度確保できているが、今後の取組を更に強化していく必要がある。また、人材の確保だけでなく、生産性の向上、例えば介護ロボットやICTの導入を進めることで現場の介護職員の負担を軽減する取組も併せて行っていく必要があると考えている。
- 4 介護職員の給与は全労働者と比べ6万8,000円の差があるが、平成27年度は約9万円程度の差があった。僅かではあるが、2万円縮まってきている。これは、国の処遇改善加算があったためである。県としては、まず国の制度を見直してもらい、介護職員の処遇に見合った賃金を確保できるよう要望している。その上で、介護職員の仕事が続かないのは、賃金だけの問題ではなく職場環境にも課題があるので、県として育児や結婚で辞めることがないような働きやすい職場づくりを進めていきたいと考えている。県が独自に給与を補助すると、かなりの財源が必要になるため、現状では難しいと考えている。

岡田委員

- 1 賃金の問題だが、東京都と埼玉県で金額が違うので、どうしても東京都に人材が流れてしまう。国レベルの課題であり、これから上げていくとは思いますが、埼玉県がどうしていくか、このまま財源がないからできないのであれば、2.4万人確保するのは難しいと思う。財源が厳しいのは分かるが、賃金のことを考えていかないと令和7年には間に合わないと思う。再度、財源確保を含めて見解を伺う。
- 2 市の大会の予選があるのは知っている。例えば、所沢市の大会で優勝しても熊谷まで行くのはちゅうちょしてしまう。西部地区大会があればそれで満足ということもある。

東西南北での地区大会を検討できないか。

高齢者福祉課長

- 1 単純計算だが、仮に介護職員の給与を月1万円上げるには、約110億円必要になるので慎重に考えないといけない。国が昨年度から、介護職員等特定処遇改善加算を導入したが、全ての施設で活用されていないので、県としては、この制度を活用していただくよう支援を行い、給与向上を支援していく。
- 2 シルバースポーツ大会は県老人クラブ連合会に補助金を出して実施しているものであるため、大会の運営について県老人クラブ連合会と相談していきたい。

山根委員

- 1 認知症に、早期に適切に対応するため、地域で見守る体制づくりなどを行っているが、地域とのつながりを拒むような、いわゆる閉じこもり症候群の方々に対する支援はどのように行っているのか。
- 2 介護人材の処遇改善について、国の支援もあるが、介護全体で人材が不足している中で、処遇改善に係る支援の対象から漏れてしまっている職種、例えばケアマネジャーについての支援は県としてどのように行っているのか。

地域包括ケア課長

- 1 認知症の早期発見の関係で、初期集中支援チームが市町村に構築されているが、認知症の本人や家族が社会や地域とのつながりが薄い場合も支援の対象としている。もしそのような方々の情報があればチームの支援の対象となりうる。また、そもそも情報として上がって来ず、チームによる支援の対象にもならないような場合については、地域の民生委員のほか、認知症サポーターなど見守りの意識のある方々に閉じこもっている人の情報を連絡していただき、認知症カフェや介護予防の教室などにつなげていただく仕組みができるとよいと考える。そうしたことを含めてこれから支援の在り方を市町村と相談・検討していきたい。

高齢者福祉課長

- 2 ケアマネジャーは国の処遇改善加算の対象ではないので支援は受けられないが、県では、ケアマネジャーが資格を更新する際の法定研修の受講料を補助している。一般的にケアマネジャーの方が介護職員よりも給与が高いと認識している。

山根委員

閉じこもりの方々は、外に出ることのハードルがとても高く、チャイムにも電話にも出ない。そのような方々に対しては、広報を充実させ、幅広く目に見える形にすべきだが、広報にどのように力を入れているのか。

地域包括ケア課長

これからの取組になるが、認知症カフェについての情報などをホームページで伝えていきたい。認知症カフェでもサロンでも自分の家から行けるところがよいと思う。各市町村の広報紙などにもそのようなお知らせを掲載しているようなので、今後もそのような広報と併せて取り組んでいく。

塩野委員

- 1 介護人材の確保について、2025年までに人材を増やしていく必要があるが、どのように展望しているのか。また、この目標数は達成の見込みがあって出している数字なのか。併せて、人材確保策、定着策について様々な手は打っているが、県の取組としてどのくらい人材を確保できているのか。
- 2 コロナの影響で有効求人倍率も1倍を切るという求人状況が厳しい状況の中で、介護に目を向ける方もいるということを見ると、県の取組でそのような方々を介護の現場に引き寄せることができるのではないか。また、新たな取組も必要になってくると思うが、どのように認識しているか。

高齢者福祉課長

- 1 県としては、毎年度計画を作り、事業を実施している。例えば、介護職員雇用推進事業では年間300人程度、高齢者を対象とした事業では200人程度という目標を定めている。県として、1,000人から2,000人程度の人材を確保している。そのほかに、介護福祉士養成校やハローワークなどそれぞれ取り組んでいる。そうした取組で令和元年度では、県の取組やそのほかのハローワークや養成校を合わせると2,343人を確保した。しかし、これではまだ不足するため、今後取組を強化していく。
- 2 現在実施している介護未経験者に対する就労支援を広報し、研修を受講していただき就職していただく。さらに、国が今後ハローワークで離職者に対し就職支援を行い、就職する際には準備金を支給するという事業を始める動きもあるので、国の動きを注視するとともに、制度ができれば活用し、支援していきたい。

塩野委員

離職率も高いということを見ると、年間どのくらい就職してもらう必要があるのか分かっている。あと5年で必要数を確保できるのかが大事なので、今までの取組も必要だが、新たな取組についても検討し、必要数が確保できる取組を具体的に進めていく必要があると思うが、見解を伺う。

高齢者福祉課長

県だけではなく、市町村やハローワーク・養成校・介護施設などの関係機関や関係団体と一緒に県全体として介護人材確保を進めていく必要がある。このため、令和元年度から介護人材確保・定着推進協議会を設けて検討している。その検討結果を踏まえ、今後充実した取組ができるように進めていきたい。

須賀委員

地元の婦人会などのアンケートで、コロナ禍において、高齢者の活動に変化が表れていると感じる。スマホデビューなど新しいことに挑戦しようという意欲を持った方もいれば、不安で外出できない方もいる。こうした以前と異なる状況を踏まえて山根委員や渡辺委員の質問にもあったように、閉じこもり症候群の方への広報の仕方など、高齢者の活動についての施策を見直す必要があるのではないか。

地域包括ケア課長

高齢者の中には、外に出たくて介護予防の教室やサロンを早く再開してほしいというアクティブな方もいれば、新型コロナウイルスへの感染が不安で外出できないという方もい

て、これまでと異なるアプローチは大事だと認識している。例えば、介護予防教室やサロン等は、午前と午後の入替制や人数を制限するなどの感染予防策をとった上で運営していただく。不安で外出できない方に対しては、電話やZoom等のオンライン画面を通じて会話することなどを運営者に働き掛けている。そうすることで、介護予防や認知症予防に寄与することもあると思う。国からも、そのような方法を推奨する通知があったため、市町村にも周知し、こうしたこれまでと違う考え方を示すとともに、活動していく中で不明な点があれば、地域包括ケア総合支援チームが個別に支援していくこととしている。

松坂委員

在宅医療と介護の連携強化について、看護師や介護職の人材が不足している中、高齢者の在宅での医療ケアの場で、看護師の補助をする介護職が医療的ケアも行っているという話を聞くが、実態について伺う。

高齢者福祉課長

介護職員が喀痰吸引などの看護業務を行う場合には、研修を受ける必要がある。その上で、研修を受講した職員がいる事業所を登録し業務に当たっている。現在、そのような事業所は、県内に102事業所あり、平成30年度の87事業所と比べても年々増加している。

長峰委員

埼玉県の最低賃金は921円だと思うが、国が1,000円に引き上げようという動きがある。高齢者の就業支援について、シルバー人材センターは高齢者に配慮した労務管理を行っているが、今後最低賃金が上がると、雇用する事業者が求める賃金に見合った仕事と高齢者が可能な仕事とのかい離が課題になると考えられ、働く意欲のある高齢者の働く場所が見つけづらくなることも考えられる。働く意欲のある高齢者への就業支援をどのように行っていくのか。

シニア活躍推進課副課長

埼玉県内の最低賃金は、現在928円となっている。最低賃金との兼ね合いについては、雇用という枠で考えると、やはり法律で決められている以上はこの枠の中で対応せざるを得ない状況である。確かに、今のシルバーの方々には元気で、最低賃金に見合うだけの仕事ができていると思うが、これから年齢が上がり80歳を過ぎて働くとなれば、多様な働き方も必要なのではないかと思う。しかし、現状の取組としては、最低賃金を遵守した就業支援を続けていかざるを得ない状況である。

長峰委員

国は、地域の仕事を頼む側、働く側の声を余り知らないのではないか。実態を知らないから、一律に最低賃金を決めてしまう。そうすると、働きたい高齢者がいても、事業者は高齢者には頼まず、別の業者に頼んだ方がよいということになってしまう。高齢者の就業を推進しても、前に進まない部分が出てくる。このような雇用のミスマッチについて、福祉部長はどう考えるのか。

福祉部長

産業労働部の雇用という問題から離れて、生きがいや介護予防などの多角的な観点から

考えるべき問題であると思う。福祉部としても、そのような意識を持ち、例えば、農業を手伝い、そのお礼として農産物を頂くなどボランティアや生きがいの一環として支援していくことが考えられる。今後も、関係機関も交えどのような取組ができるか検討していきたい。

並木委員

- 1 シニアと言っても若い60歳のシニアもいれば70歳のグランドシニアもいる。シニアの活動について、若いうちから施策を講じていかないと、地域活動を経験しないで終わってしまう方が増えていくと思う。若い世代のシルバーに対して、どのような施策を講じているのか。
- 2 シルバースポーツ大会について、人は賞をもらうとうれしいものである。例えば、女性部門やシニア・グランドシニア部門などの賞を与えるようなことをすると生きがいやスポーツの継続の力になると思うがどうか。

高齢者福祉課長

- 1 若い人は、仕事が忙しく地域活動に参加することが難しい。早いうちから関心を持っていただくために、県老人クラブ連合会では「老人クラブ」という名前を「彩愛クラブ」に変え、また、活動においても清掃活動などの単なる地域活動ではなく、自分の身になりそう、面白そうだと思われる魅力的な活動を紹介するなどのPRを進めている。
- 2 県のシルバースポーツ大会では高齢者の方が参加しやすいゲートボールやソフトテニスなど6種目を実施しているが、賞については、今後、県の老人クラブ連合会と相談していきたい。

東間委員

- 1 外国人の介護人材について、現在の受入れ状況はどうか。
- 2 外国人への補助制度について、補助金は施設に支給されるのか、本人に支給されるのか。また、来年度、国が検討している就職準備金についても、本人と施設のどちらに支給されるのか。

高齢者福祉課長

- 1 令和元年度に県内で外国人を受け入れている事業所は、約11.2%となっており、今後受入れを考えている事業所は、約20%となっている。
- 2 アパートを借りた場合の家賃や日本語の学習費用に関する補助金は、施設に支給している。来年度、国が検討している就職準備金については、本人に支給され、一定期間就労すれば返済を免除する仕組みになると聞いている。

東間委員

補助金が本人ではなく施設に支給されると、昨今起こっている外国人労働者に関する事件の一因になると思う。県は、外国人に適切に働いてもらえるような施策は考えているか。

高齢者福祉課長

日本語教育に関する費用や家賃については、必ず支払われていることを県で確認してから補助金を支給しているので、外国人本人に不利益になるようなことはない。